

ヒアリング項目

(一社) 建設産業専門団体連合会

1. 現行の評価制度 (課題や改善すべきと考えられる点について)

質問	回答	備考
(1) 経営事項審査		
■制度目的 ・「格付けに利用するための全国統一の客観的な物差し」という趣旨目的やその重要性について、どのように考えていますか。 ■審査項目やウェイト ・XYZW という構成、総合点を出すというやり方、項目間のウェイトについて特に見直すべき点はないでしょうか。 ■個別の評価項目 ・実態・実情にそぐわないなど、見直すべき項目はありますか。 ■Wの位置づけ ・「その他」という位置づけやウェイトについてのご意見があればご回答ください (もっと評価すべき／このままで良い／独立して活用すべき など) ■昨今の改正事項 (特に W 点) に対する認知度や新規項目に対する受け止め ・新規項目について、どの程度建設企業に認知されていると考えていますか。(一部の企業のみ／内容は多くの企業に知られている など) ・新規項目について、建設企業として加点を受けようというマインドになっていると考えていますか。	経営事項審査については、共通の物差しかもしれないが、公共工事の入札者しか使えない。 下請産業、民間工事の受注には何ら関与する数字ではない。 新たな企業評価として、公共・民間に関係なく、個人の施主を含めた発注側が「どのような会社だったら任せたいか」の目線で評価が必要。 現下の建設産業界での評価は、資本金や完工高ではなく、社員処遇に重きを置いた評価に大きく転換する必要がある。 建設業界は、特に職人域 (技能労働者) の入職が困難であり、この層を採用している。育てている。正社員化していることを重要視するべき。 評価軸には、現場事故削減のため「安全対策」を入れるべき 1 現状 国が発注する建設工事の入札参加資格審査においては、建設会	

■手続き ・申請又は審査における課題はありますか。 ・電子申請の利用状況についてご回答ください（利用しているかどうか、利用しない理由など）。 ・不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点がありますか。 ・経営統合等を行った場合に決算期を待たず経営事項審査を受けられる仕組み（特殊経審）についてのご意見があればご回答ください（使い勝手 など）。 ■結果の活用状況 ・格付け以外で活用しているケースはありますか。どのようなケースがありますか。（例：協力会社に受審させるなど） ・経営事項審査の結果については（一財）建設業情報管理センターのHPで公表を行っていますが、公表（内容や手法）に対するご意見があればご回答ください。	社の労働災害防止に関する取組の加点項目として、 ① 法定外労働災害補償制度への加入（W 点で 15 点） ② 建設業退職金共済制度への加入 があり、減点項目として、労働安全衛生法違反や重大な法令違反による行政処分があった場合がある。 一方で、 ① COHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）認定取得 ② 安全衛生教育の実施 ③ 安全パトロールの実施 ④ リスクアセスメントの実施 ⑤ 建災防会員への加入 ⑥ 安全衛生優良事業場表彰の受章 といった個別の安全衛生活動等は、直接的な加点対象にはなっていない。 2 問題意識 建設業における労働災害の発生を防止するためには、労働安全衛生法に基づく法違反者への罰則適用だけではなく、建設会社の労働災害防止への自主的な取組を評価し、促進することが効果的と考えられ、そのような観点から厚生労働省では安全衛生優良事業場を表彰するためには上記 1 前段の既存の加点・減点項目だけではなく、後段の個別の安全衛生活動も評価することが必要と考えられる。 3 課題提起	
--	--	--

	経営事項審査のその他の審査項目（W点）において、現在、盛り込まれていない、建設業における安全衛生活動、その実績の評価である、 ① COHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）認定取得 ② 安全衛生教育の実施 ③ 安全パトロールの実施 ④ リスクアセスメントの実施 ⑤ 建災防会員への加入 ⑥ 安全衛生優良事業場表彰の受章 を評価対象とする制度を導入いただくことは、建設会社の自主的な安全衛生活動を促進し、建設現場における労働災害の減少に大きく寄与するのではないかと。	
（２）見える化評価制度		
■認知度や活用状況 ・ 制度について、どの程度認知されているとお考えでしょうか。 ・ 制度の活用状況について、見える化された情報を活用しているというケースを把握されていますか。どのようなケースで活用されていますか。 ■制度へのニーズや関心 ・ 元請企業や一次下請企業という立場から、専門工事企業を評価する仕組みについて、活用のニーズや関心がありますか。 ・ ニーズや関心がある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。 ■活用に向けた課題	見える化評価については、作成してもこれを端緒に業者選びをするものがない。各種団体の自己満足になっていて受注に繋がらない為、作成意欲が生じない。 業団体任せの公表で、そもそも見える化されていないのではないかと。（国の施策になっていない）	

・見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。 ・見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。		
(3) 建設業許可		
■対象工事 ・中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（令和5年9月19日）では、「(略)建設業の許可を要しない小規模工事について、それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理方策のあり方(略)」といった事項についても、それぞれの実態把握やあるべき方向性について、今後検討を行っていくことが望ましい。」とされていますが、どのような対応策が有効と考えられますか。 ■要件 ・建設業を取り巻く状況や今日的な課題（物価上昇、事業承継、人材育成、DX推進など）からみて、課題や改善すべき点はありますか。 <例> ・経管要件（事業承継のネックになっているかどうか） ・社会保険加入（任意加入も含め必須とすべきかどうか） ・財産基礎要件（物価上昇を踏まえて金額設定を見直すべきかどうか） ・人材育成やDX推進といった観点から、許可時点において何らかの要件を課すべきか ■手続き ・申請又は審査における課題はありますか。	詐欺的リホーム・防水工事などから施主を守る観点から、建設業許可をすべての業者に課し、許可権限下に置くと共に無許可営業に対して警察権限で対処できる形を構築すべき。 許可不要規模の小規模事業者が、技術的レベルを保持している担保がなく、小規模工事の積み重ねで業として営業しているのは如何なものか。安全対策等確保して施工していると思えない。	

・電子申請の利用状況（利用しているか、利用していない理由など）についてご回答ください。 ・不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点がありますか。		
---	--	--